

ふくしまデジタルアート推進事業 業務委託に関する仕様書（案）

1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という）に委託するふくしまデジタルアート推進事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 委託業務の目的

デジタルアート作品の発表・鑑賞の機会を提供することで、デジタルアートをきっかけとした県内の若年層の地域に根ざした文化意識の醸成を図り、まちづくりを担う人材を育成する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務内容

乙は、以下の業務を実施し、その目的を実現するために、より具体的で効果的な手法を企画提案することとする。

（1）公募展覧会の開催

県内出身、または居住・在学する小学生、中学生、高校生、専門学生、大学生（以下「青少年」という）を対象に、デジタル技術を活用して作成したデジタルアート作品を募集し、WEB展覧会を行う。

① スケジュール（想定）

6月	公募展覧会作品募集広報
7月～10月	作品募集（10月中旬頃締切）
11月～12月	作品審査
1月～2月	WEB展覧会・審査結果発表

② 公募作品の募集

- ・乙は甲と協議の上、募集要領を定め、作品の募集を行うこと。なお、募集する作品は静止画作品のみとし、部門は作品審査を行う「コンテスト部門」と作品審査を行わない「チャレンジ部門」とする。
- ※チャレンジ部門とは、デジタルアートに関心の低い若年層が作品の制作や発表に挑戦しやすいよう新設する部門である。
- ・「静止画部門」は小学4年生～大学生・専門学校生を対象とし、「チャレンジ部門」は小学生～中学生を対象とする。
- ・特設ホームページを開設し、応募フォームにより作品の受付を行うこと。
- ・応募上の注意事項を特設ホームページ上に明示するほか、応募作品の著作権、商標権など知的所有権の侵害や作品の模倣などの有無、公序良俗に反していないか等、審査や展示に適しているかについてチェックすること。

- ・募集期間（予定）令和7年7月上旬～10月中旬まで

【提案事項】

○作品募集方法（応募フォームイメージ）及び特設ホームページの運営方針、本事業のメインビジュアルイメージについて提案すること。

③ 作品審査に関すること

- ・甲と乙の協議により、審査員（委嘱者、人数等）を決定し、日程調整等の諸連絡を行うこと。
- ・乙は甲と協議の上、作品の審査方針を定め審査会を開催し、静止画部門入賞作品を決定するとともに、入賞者へ通知を行うこと。
- ・乙は、審査員に対し、審査にかかる謝金、旅費を支出すること。
- ・受賞者に贈呈する、賞状及び副賞（Quo カード）を手配すること。なお、「チャレンジ部門」については応募者全員に参加賞を手配すること。

【必要経費（想定）】

審査員謝金 300,000 円（総額）
受賞者副賞 10,000 円×3 本（最優秀賞）
5,000 円×3 本（優秀賞）
5,000 円×4 本（特別賞等）

【提案事項】

○デジタルアートに関心の低い若年層の作品応募に働きかけるような内容の参加賞について提案すること。

例) 電子データで応募された作品を装飾する額縁データ

④ 作品の展示に関する業務（公募展覧会）

- ・令和8年1月上旬～2月末までの間、特設ホームページにてWEB展覧会を開催し、全ての応募作品を掲載すること。
- ・掲載する内容は、あらかじめ甲の確認を得た上で更新すること。
- ・展示作品の一部は、他の展覧会等での電子データの提供による展示が可能であれば調整する。

【提案事項】

○ WEB展覧会開催までのスケジュールや展覧会ページのレイアウト、ページへの誘導について提案すること。

⑤ 広報宣伝

乙は、甲と協議の上、作品募集やWEB 展覧会の、開催案内周知ポスター、チラシを必要枚数作成し、6月中旬頃に配布すること。また、SNSを活用した広告・宣伝を随時実施すること。

【提案事項】

- 各学校に向けての効果的な広報計画及び各種媒体を活用した幅広く効果的な情報発信・広報について提案すること。

⑥ 全体に関すること

県内の幅広い若年層のデジタルアート作品の創作意欲を刺激し、作品発表・鑑賞の機会を提供できる事業展開を目指すこと。

(2) 動画コンテンツの制作

デジタルアートの“魅力”を発信し、若年層の関心を掘り起こすプロモーション動画コンテンツを制作する。

ア 対象

小学生から中学生のデジタルアートに対して関心の低い層

イ 動画のテーマ

乙は甲と協議の上、下記テーマごとにふさわしい題材を選び、それぞれのテーマについて最低1本の動画を制作する。制作した動画は、公募作品の募集期間にすべて公開し、若年層の関心を掘り起こすとともに、公募作品数の増加につながるものとする。

① デジタルアートを知る

(デジタルアートに関心の低い若年層に関心を抱かせる内容)

② デジタルアートを描く

(デジタルアートを知っている、関心はあるが作品制作を行ったことはない層に作品制作に挑戦するよう働きかける内容)

③ デジタルアートの技術を磨く

(作品制作に挑戦した層が技術の向上や制作活動の充実につながるような内容)

※デジタルアートへの関心の度合いに応じて、効果的な働きかけとなるような動画を制作・発信する。

ウ 本数

3作品以上 (テーマごとの本数は自由とする。)

エ 長さ

20分以内

オ ファイル形式

MP4形式

カ 動画に付随し、補足する文章コンテンツ
読み手側が動画の内容について充分理解することができる説明内容とすること。

キ その他

動画コンテンツは事業終了後も長期的に利用できるような内容とし、それらを特設ホームページやYouTube等へアップロードすること。

県内の幅広い若年層に視聴されるよう、SNS等での広報を工夫すること。また動画コンテンツの効果を測れるような工夫をすること。

【提案事項】

- 制作する動画コンテンツのイメージ（作品時間、シナリオ、構図、撮影方法等）と制作スケジュールについて提案すること。
- 県内の幅広い若年層に制作した動画を視聴してもらうための発信方法や広報に加え、動画コンテンツの効果を測る工夫を提案すること。

5 成果品

- ・業務実績報告書
 - ・各プログラムの広報物（チラシ等）、報告書 一式
 - ・報告用映像（各ワークショップ等の写真等）
- ※紙媒体及びデータで提出すること

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・実施工程表
 - ・業務実施体制図
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 事業実施に当たっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

- (1) 本委託業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協

議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

- (3) 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 本事業は国からの交付金を活用しているため、交付金事業の標示（表示内容：令和7年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業）を随時行うこと。